

バーチャルオンリー型組合総会・理事会に関する 法施行規則改正のお知らせ

～WEB会議システムを活用した総会・理事会の開催について～

令和3年5月14日付で中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則が改正されました。

今回の改正では、定款変更を行い、所管行政庁の認可を受けることによって、従来は、総会及び理事会のいずれも、改正前の上記の法律・施行規則では議事録に開催「場所」について記載することが求められていたため、不可能であったWEB会議システム等の手段を用いた方法による出席者のみで開催する総会等（バーチャルオンリー型組合総会・理事会）を開催することが可能になりました。詳しい内容は以下の通りです。

※なお、生活衛生同業組合の関連法規則の改正は行われなかったため、生活衛生同業組合ではバーチャルオンリー型での開催は出来ません。

1.バーチャル組合総会の種類

バーチャル 組合総会・理事会

ハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会

物理的な場所を定めるとともに、その場所に不在の理事や組合員等がインターネット等の手段を用いて、法律上の出席が出来る総会・理事会

バーチャルオンリー型組合総会・理事会

物理的な場所を定めことなく、理事や組合員等がインターネット等の手段を用いて、法律上の出席が出来る総会・理事会（※開催には、定款変更が必要）

2.バーチャルオンリー型組合総会・理事会の開催手続き

ほとんどの組合では、定款上に「場所」に関する規定があるため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会の開催には、定款の以下の箇所を変更する必要があります。定款変更が必要なため、バーチャルオンリー型で開催可能となるのは、[所管行政庁の認可後](#)になりますので、ご注意ください。定款変更を検討される場合は、本会までご相談くださいますようお願いいたします。

3.WEB会議システム等を使った総会・理事会の開催に関する主な留意点

ハイブリッド型・バーチャルオンリー型を問わずWEB会議システム等を用いるバーチャル組合総会・理事会についての主な留意点は以下の通りです。これまでと同様に、法令を遵守し、組合員に参加の機会を奪うことのないように注意し、新しい形の総会・理事会を運営する必要があります。

- ①バーチャル組合総会を適切に開催するためには、従来通りの物理的に集まる場合と同程度の意思疎通が可能な状態にする必要があります。
- ②ネット環境が無いなど出席が困難な組合員が出席する機会を奪うことのないよう、全組合員に配慮した上で開催する必要があります。
- ③出席に必要なIDやパスワードも、法の定める招集手続きにおいて、通知すべき事項の一つです。これらも資料と共に、会日の10日前までに参加者に通知を行う必要があります。
- ④通信障害等が生じた場合、総会出席者数の確認・議長の選任・議事の運営・議決権数の確認等に支障をきたす恐れがあるため、通信障害を発生させないための対策と生じた際の対応が求められます。
- ⑤役員選挙の際に、バーチャル出席者による無記名投票と匿名性が担保できるシステム・サービスの利用と、その仕様に合わせた手続きに関する規約の制定又は改定をすることが必要となります。